

改正概要説明書

国名：オーストラリア

法令名：商標法

改正情報：2017年2月24日統合，2017年2月27日登録

改正概要：特許弁護士(弁理士)のニュージーランドとの共同登録制度

2013年10月，ニュージーランド及びオーストラリアにおける単一の特許出願及び審査プロセスの実現に向けての推進が両国で合意され，「単一出願手続(Single-Application Process)」及び「単一審査手続(Single-Examination Process)」に関する法案が協議されている。このような状況下，ニュージーランド議会は，2016年11月に特許改正法2016(Trans-Tasman Patent Attorneys and Other Matters)を可決。一方，オーストラリアでは，知的財産法改正法2015年スケジュール4を2017年2月24日に発効したことで，特許弁護士(弁理士)のニュージーランドとの共同登録制度(Trans-Tasman patent attorney regulatory regime)が施行された。

今回の改正は，上記の動向に対応するものである。

改正内容：

・第6条

「委員会(Board)」が追加された。

「職業基準委員会」が削除された。

・第215条

(5)及び(6)において，ニュージーランドが追加された。

(8)-(11)は新設項である。